

定置漁業の保護区域の指定（島根海区漁業調整委員会）

島根海区漁業調整委員会指示第7-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、定置漁業の保護区域について、次のとおり指示する。

令和7年7月1日

島根海区漁業調整委員会会長 永松正則

1に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、2の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

1 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第16号	松江市島根町多古、多古鼻地先

2 保護区域及び漁法

区 域	漁 法
前面（両口の場合は端口の広い側をいう。） 500メートル	網
後面（両口の場合は端口の狭い側をいう。） 200メートル	
沖合 200メートル	
前面（両口の場合は端口の広い側をいう。） 200メートル	釣及び延縄
後面（両口の場合は端口の狭い側をいう。） 150メートル	
沖合 150メートル	

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年7月1日から令和10年8月31日までとする。